

八戸市新美術館建設工事設計者選定
プロポーザル参加資格審査申請説明書

平成28年11月

八 戸 市

目 次

1	受付期間及び提出方法	1
2	申請者の要件	2
3	提出書類	3
4	記載要領	3
5	提出書類に関する注意事項	4
6	資格審査結果の通知について	4
7	情報の公開	5
8	その他	5
9	提出先	5
10	書類記載方法についての問合せ先	5
	別表	6

八戸市新美術館工事設計者選定プロポーザル参加資格審査申請説明書

八戸市新美術館工事設計者選定プロポーザルに参加する資格申請を次のとおり受け付けます。なお、八戸市の平成 28 年度測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格として、「建築関係建設コンサルタント業務」の認定を受けている場合は、申請する必要はありません。

※当該プロポーザルに参加が認められたとしても、八戸市の平成 28 年度及び 29 年度測量・建設コンサルタント等業務（建築関係建設コンサルタント業務）の参加資格に認定されたことにはなりません。

1 受付期間及び提出方法

参加資格審査に関する申請書類は、参加表明書と同時に提出してください。

※参考「八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル説明書」

I 一般事項

6 手続等

(4) 参加表明書の提出及び資格審査等

① 提出期限

平成 28 年 12 月 19 日（月）午後 5 時まで。

② 提出方法・場所

I 6(1)の担当部署に持参、郵送（書留又は簡易書留）又は託送とします。電子メール又は F A X による提出は受理しません。持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までの間とします。郵送又は託送の場合は提出期限内必着となるよう指定し、発送及び到着の記録が残る方法によるものとします。

封筒の表面には、「八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル関係書類在中」と記載してください。

なお、平成 28 年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されていないものにあつては、参加表明書と同時に参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

2 申請者の要件

資格審査を受けようとする者は、次のいずれかに該当する場合は資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (4) 国税又は地方税を滞納している者
- (5) 次のいずれかに該当すると認められる者。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。

イ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。

エ 法人等の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

オ 再委託契約（再委託契約以降の全ての委託契約を含む。以下同じ。）に当たり、その契約先が上記アからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者で、警察当局より八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）の規定による排除措置要請（以下「排除措置要請」という。）を受け、当該状態が継続している者。

カ 上記アからエまでのいずれかに該当するものを、再委託契約の契約先としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市長が当該契約の解除を求め、これに従わなかった者で、警察当局より排除措置要請を受け、継続している者。

- (6) 営業に関し法律上必要とされる登録等を受けていない者
- (7) 審査基準日（平成 28 年 10 月 1 日）の直前 2 事業年度における建築関係建設コンサルタント業務に係る年間平均実績が無い者

3 提出書類

	提出書類	摘要
(1)	参加資格審査申請書（第1号様式その1～3）	八戸市独自様式のみ可
(2)	誓約書（第2号様式）	
(3)	法律上必要とする登録等の証明書（写し）	証明日が申請書提出時以前 3ヶ月以内のもの
(4)	測量等実績調書（第3号様式）	
(5)	技術者経歴書（第4号様式）	
(6)	登記簿謄本又は身分証明書（写し）	証明日が申請書提出時以前 3ヶ月以内のもの
(7)	財務諸表（直前の1事業年度分）	
(8)	納税証明書	証明日が申請書提出時以前 3ヶ月以内のもの
(9)	営業所一覧表（第5号様式）	

4 記載要領

- (1) 入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
 ……八戸市独自様式（第1号様式その1～その3）
 ・測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、別表に掲げる5業種とします。
 ・建築関係建設コンサルタント業務について、必ず測量等実績高を記入してください。
 ・審査基準日（平成28年10月1日）の直前2年間の年間平均実績高がない場合は、提出することができません。
- (2) 誓約書（第2号様式）……内容を確認の上、記入・押印（実印）してください。
- (3) 営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書（写し可）
 ・証明日が申請書提出時以前3ヶ月以内に交付を受けたものに限る。
- (4) 測量等実績調書（第3号様式）……金額は消費税込みで記入してください。
- (5) 技術者経歴書（第4号様式）
- (6) 法人である場合は登記簿謄本、個人である場合は身分証明書（写し可）
 ……証明日が申請書提出時以前3ヶ月以内に交付を受けたものに限る。
- (7) 財務諸表（直前の1事業年度分）

法人の場合	貸借対象表、損益計算書及び利益処分に関する書類
個人の場合	貸借対象表及び損益計算書 又は確定申告書（市県民税申告書）の写し

(8) 納税証明書（写し可）

次の諸税に関する納税証明書（証明日が申請書提出時以前3ヶ月以内に交付を受けたものに限る。）

区分	税目	年度等	証明書請求先
法人の場合	法人税	未納税額の無いことの証明 （納税証明書「その3」 又は「その3の3」）	本店所在地 管轄の税務署
	消費税及び地方消費税		
個人の場合	申告所得税	未納税額の無いことの証明 （納税証明書「その3」 又は「その3の2」）	
	消費税及び地方消費税		

※「未納税額の無いことの証明」について（写し可）

- ・消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、また、当該年度の納付すべき税額の有無にかかわらず提出してください。
- ・納税証明書はインターネットによるオンライン請求が可能です。詳しい請求方法についてはe-taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm）をご覧ください。
- ・電子納税証明書で提出する場合は、ファイルの入った電子媒体とプリントアウトした納税証明書データシートの両方を提出してください。

(9) 営業所一覧表（第5号様式）

5 提出書類に関する注意事項

- (1)申請書類はA4判に統一し、A4Sのファイルに上記(1)～(9)の順序で綴り込みの上、提出してください。
- (2)ファイルの表紙及び背表紙にはタイトル「八戸市新美術館工事設計者選定プロポーザル参加資格審査申請書」と社名を記入してください。
- (3)測量等実績調書、技術者経歴書及び営業所一覧表は、中央公契連統一様式又は同様の記載内容であれば独自様式により作成されたものでも可とします。
- (4)原本以外の「写し」による提出の場合は、鮮明な書類に限ることとします。

6 資格審査結果の通知について

当該審査の結果は通知しません。第1次審査参加資格通知を持ってかえさせていただきます。

7 情報の公開

開示請求者からの請求があった場合、提出された参加資格審査申請書等は、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害する恐れが無いものについて、開示対象となっておりますのでご了承ください。

また、参加資格審査申請書等に記載していただく代表者や職員氏名等の個人に関する情報は、当市の入札契約事務のために収集するものです。個人に関する個人情報を記載するにあたっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

8 その他

- (1) 受付期間内に申請書類を提出できない場合や、申請書類の不足又は記載事項の不備等により受付期間内に受理されない場合には、参加が認められませんので、提出にあたっては十分に注意してください。
- (2) 申請書類の提出後、申請内容に変更が生じたときは、その事実を証明する書類を添付して速やかに入札参加資格審査申請書変更届を提出してください。

9 提出先

八戸市 まちづくり文化スポーツ観光部 新美術館建設推進室

住所 〒031-0031 青森県八戸市番町 10-4

電話 0178-45-8345

10 書類記載方法についての問合せ先

八戸市 財政部 契約検査課 工事契約グループ

住所 〒031-8686 青森県八戸市内丸 1-1-1

電話 0178-43-2111 (内線 3454、3455、3456)

別表（測量・建設コンサルタント等業務）

No.	業種区分	業務内容
1	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
2	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、冷暖房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、調査
3	土木関係建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、建設機械、電気・電子、交通量調査、環境調査、経済調査、分析・解析、宅地造成、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理
4	地質調査業務	地質調査
5	補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等